

日立市監査告示第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年6月4日

日立市監査委員 橋本 仁一

同 吉田 修一

定期監査結果報告書

1 監査の対象部課所等

都市建設部

常陸多賀駅周辺地区整備課、幹線道路整備促進課、都市政策課、住政策推進課
さくら課、都市整備課、道路建設課、用地課、道路管理課、建築指導課
公共建築課

上下水道部

総務課、経理課、料金課、水道課、浄水課、下水道課、浄化センター
議会事務局

2 監査の着眼点

監査は、財務に関する事務について、「委託事務について」及び「補助金等交付事務について」を着眼点として実施した。

3 監査の実施内容

- (1) 対象期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 実施期間 令和6年4月9日から令和6年5月28日まで
- (3) 実施方法

監査対象期間に執行した事務事業について、担当部課所長から説明を求めるとともに、関係書類の監査を行った。また、所管施設の管理状況等について、現地での確認を行った。

4 監査の結果

監査の結果、事務処理及び書類等の整備はおおむね適正であった。

以上